

令和2年第3回東大和市議会定例会会議録第13号

令和2年9月7日(月曜日)

出席議員 (21名)

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (5名)

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員 (24名)

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	鈴木菜穂美君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	職員課長	矢吹勇一君
産業振興課長	小川泉君	地域振興課長	石川正憲君

福祉推進課長 嶋田 淳 君  
環境課長 下村 和郎 君  
学校教育部 富田 和己 君  
副参事

健康課長 志村 明子 君  
土木課長 寺島 由紀夫 君  
社会教育課長 高田 匡章 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（中間建二君） 開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

先ほど議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

本定例会における一般質問の日程につきましては、9月2日、水曜日から、明日9月8日、火曜日までの5日間としておりますが、本日中に全ての一般質問が終了した場合は、明日9月8日、火曜日を休会とすることと決定いたしました。

よって、本日中に全ての一般質問が終了した場合は、本日の本会議終了前に、9月8日から11日及び14日から17日の10日間について、休会の議決を採ることとなります。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

---

#### ◇ 実川圭子君

○議長（中間建二君） 9月4日に引き続き、4番、実川圭子議員の一般質問を行います。

○4番（実川圭子君） おはようございます。先週に引き続きまして、一般質問をさせていただきます。本日は、再質問から行わせていただきます。

まず、1番の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてであります。

まず、これまでもたくさんの議員からの質問が出ていましたけれども、市内感染者の方の公表の在り方が不十分ではないかということで、市長会からも要望を出して、その公表の仕方が少し今週あたりから変わってくるというようなお話もありました。現段階で分かっているようなことがありましたら教えてください。

○健康課長（志村明子君） 市民の皆様への一層の感染拡大防止の注意喚起を図るため、他県などで公表されております患者の年代や性別等の公表を、市長会などを通じて東京都に要望しているところでありましたが、今般、東京都から市町村に、患者の性別や年代、療養状況などについて、9月8日から毎週ごとに情報提供を行うと連絡があったところであります。今後、市ではこの情報提供を受けて、市民の皆様への一層の感染拡大防止の注意喚起を図るため、市内患者発生状況の公表について検討してまいります。

以上です。

○4番（実川圭子君） 変化があったということで、引き続きこちらのほうは、私たちも注視していきたいと思っておりますけれども、やはり正確な情報がないと、臆測でうわさが広まったりとか、逆に感染者の方を誹謗するよ

うなことが広まってしまうと思いますので、そういったこと、差別や偏見を生まないような、不安を解消できるような情報になるよう、東京都ともこれからも連携して行ってほしいと思います。

それから、市の職員の方が、もし感染した場合についてなんですけれども、同じ保健所管内でも、他市でもそういったときには、こういったルールで公表していくというような基準を定めているところがあります。当市では、どのように検討されてるのかお伺いします。

○総務部長（阿部晴彦君） 本市におきましては、令和2年の4月20日に、基準としてですね、市内における新型コロナウイルス感染者発生時、発生したときの公表の考え方というものを制定いたしております。それに基づきまして、庁内で周知を図り、いつでも、例えば職員の中から感染者が発生した、あるいは市の公共施設の利用者の方で発生したなどの場合には、速やかに公表するというルールづけて運用を図っております。以上でございます。

○4番（実川圭子君） そのルールについては、どこかに公表しているのでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） このルールにつきましては、市の内部の中で、言ってみれば市が管理者としての責務を果たすということで、職員あるいは管理している施設、その場合には、指定管理あるいは委託ということも念頭に置きながら、最大限のプライバシーに配慮した上で、公表していくという姿勢を示しているものでございまして、庁内で周知徹底しているという段階でございます。以上でございます。

○4番（実川圭子君） ぜひ、そういったものも、市の姿勢として、こういうことでやっているんだということが市民の方に分かれば、安心感もまた出てくると思いますので、そういったことも私は公表していただきたいと思います。

他市でも、どんなルールでやっているということを、ホームページなどにも記載している例もありますので、ぜひ参考にして、そういった基準も示して、市でこういう対応してるんだということが、市民の方に分かるような取組をしていただきたいと思います。

それから、次に、今後、市内でPCR検査センターを設けて、検査を行うことになりましたけれども、この検査の結果についての公表はどのようにされていくのかお伺いします。

○健康課長（志村明子君） 検査を受ける方の個人情報、結果も含めてですね。個人情報は、医師会事務所及びPCRセンターを利用する市内の医療機関、また検体分析を行う民間検査会社に取り扱うこととなっております。現時点では、検査についての公表は考えておりません。以上です。

○4番（実川圭子君） そこで、何件ぐらい検査したとか、そこで陽性者が出たというような情報も、私は公表していく必要があるのではないかと思いますけれども、そのあたりも、ぜひ御検討、お願いしたいと思います。

それから、次のPCR検査体制について伺いますけれども、9月16日から市内でも検査センターで検査ができるということです。検査の方法を見ますと、市内の医療機関のかかりつけ医などに相談をされて、必要があると判断された方について検査を行うというふうに出ています。

例えば発熱がなかったり、感染者と濃厚接触などがなくても、検査をしたいというような希望がある方、例えば何かリスクがある方と接さなくちゃならないときに、自分が感染してないかどうかということを調べたいというようなことがあった場合に、そういった方も医師が判断すれば、受けられるようになるのかお伺いします。

○健康課長（志村明子君） 市内のPCRセンター設置の目的が、無症状の方、もしくは症状の軽い方を早く発見し、早く療養していただくということを目的としておりますので、診察をした医師の判断により、感染のおそれのリスクが高い方は検査の対象となるものと考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 今朝、ニュースでも調布市のほうが、そういった、例えば高齢者施設に働いてる職員の方ですとか、保育士さんですとか、そういった方の検査ができるような体制ができたというようなニュースが流れてました。また、世田谷区などでも、いつでも、誰でも、何度でも検査が受けられるような体制を整えていくということで、まず1本目として感染の疑いがある方は受けられる。もう一方、社会的インフラを継続的に維持するための社会的検査を進めるということで、そういった福祉施設ですとか、医療従事者ですとか、保育士さんなどが検査を受けられるようにしているというようなことも聞いています。

東京都でも、高齢者、障害者支援施設などにおける感染症対策強化として予算化もされているようなのですが、そういった方が検査を受けたいというようなことがあった場合に、今後ぜひそちらのほうも検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうからも御紹介がございましたとおり、東京都におきましては高齢者施設ですとか、障害者施設につきまして、都議会の第3回定例会のほうに30億円ほど計上いたしまして、こちらのほうの対応をしていくというふうな話を聞いておりますので、また合わせてですね、今月の10日から東京都におきまして、おおむね36週の妊婦の方へのPCR検査につきましても、2万円を上限とする補助なども実施するというふうな情報も聞いております。そういったところを捉えましてですね、国、東京都の情報を的確に捉えまして、市民の皆様にも情報提供してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 市内のPCRセンターが開設されるということで、まず第一歩かなと思いますけれども、やはり市民のニーズというのはどんどん変わってきていると思います。国のほうも、東京都のほうも動きがありますので、ぜひそういったところに合わせて、市のほうも対応していただきたいと思います。

PCRセンターの開設に当たっては、ホームページにもう既に検査の流れなども出していただいているようです。どんな流れで、どんな体制でやるのかというのは、市民の方も注視しているところです。ぜひ、分かりやすく情報提供を続けていただきたいと思います。

では、2番目の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて移ります。

こちらのほうは、厚生労働省から災害時の対応のような形で、それに準じてといたしますか、幾つか通知が出てきているところなんですけど、私が今回取り上げているのは、6月1日に出された通知のほうについて質問をしたいと思います。

市長答弁でも、少し内容、お答えいただきましたけれども、この通知の詳細と、それからこれは臨時的な取扱いというふうになっていますけれども、いつまでのことなのか、そのあたりをお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 令和2年6月1日付で発出されました厚生労働省からの通知はですね、通所介護、あるいは通所リハビリテーションなど、通所系サービスを提供する事業所と、それから短期入所生活介護などの短期入所生活系サービスを提供する事業所における、介護報酬の算定における臨時的な取扱い、これを認める内容となっております。これはですね、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適正に評価する、

この観点から導入されたということでもあります。

内容といたしましては、提供したサービス時間に応じた報酬区分の2区分上位の報酬を算定することを認めるものであります。

なおですね、サービスごとに臨時的取扱いの上限というものが定められておまして、例えば通所介護ですと、利用時間が5時間以上の場合、最大でも月4回までとなっております。

それから、短期入所生活系サービスにつきましては、この提供回数を3で除した回数まで、緊急短期入所受入加算というものを算定することが可能となるということでもあります。

それから、導入に当たりましては、介護支援専門員、ケアマネジャーですね——と連携の上、利用者から事前の同意を得て実施するというふうにしております。

それから、利用の時期でございますけれども、この通知には終期というものが記載がございません。ただですね、実は来年4月に介護報酬というものが、改定が予定されておまして、報道によりますと、この秋からその改定議論というものが本格化するというふうに記載されております。

介護報酬の改定におきましては、この感染症対策、これをどう評価できるかということを検討しているとのことでもあります。この検討結果が、この臨時的な取扱いにどのような影響を与えるかにつきまして注視してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○4番(実川圭子君) 制度がかなり複雑なんですけれども、サービスの内容が変わらないでも、2区分、上位の報酬を算定できるということで、それを行うと利用者の負担も増えるというような制度になってるのかなと思います。利用者から事前の同意が得られた場合に、これが行えるということで、これは利用者の同意がない場合にはどうなるのか。例えば同じ事業者で、同じサービスを受けていても、同意した人と同意しない人で利用料金などが、利用者の負担が異なるということが出てくるのかどうかお伺いします。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) この臨時的な取扱いの国の制度設計におきましては、利用者の同意というものを条件としておりますので、同意の有無で介護報酬の算定の仕方が異なるということになります。市はですね、この事業者が利用者から同意をいただく場合に、その説明を丁寧にするようにというふうに要請したところでありますけれども、この臨時的な取扱いそのものにつきましては、先ほど申し上げたとおり国が制度設計をしておりますので、市の立場でその内容を左右することはできないということというふうに考えております。

なお、複数のケアマネジャーに伺ったところですね、ほとんどの利用者は事業者の苦境を理解して同意をしているというふうに聞いております。

以上であります。

○4番(実川圭子君) 国の制度なので、なかなか市でどうすることもできないというのは、私も理解しているところなんです、それにしても利用者の同意を得て、利用者負担を増やして、これまでと同じサービスをしているということは、非常に理解が私はちょっとできないと思ひまして、ちょっと質問させていただいてるんですけども、次の市内事業者の実施状況についてお伺いしたいと思います。

今ほとんどの方から同意を得てるということで御答弁ありましたけれども、こちらについて利用者負担が増えるということで、利用者や事業所から何か声が出てたりとか、御意見などありましたら御紹介ください。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 私ども指定管理者で、この通所介護事業をやっておりますので、その指定管理者からこの臨時的な取扱いにつきまして、導入時期をどうしたらいいかという相談は受けましたが、その他、

民間の事業所からですね、この臨時的な取扱いにつきまして、質問ですとか、あるいは疑問ですとか、そういったことは聞いておりません。

以上であります。

○4番（実川圭子君） 額にしても、それほど多くない額が、少し上乘せするというような形になると思いますので、利用者のほうもなかなか、私は同意しませんということ、反対しにくいのではないかなというふうに思いますので、要は同意せざるを得ない状況で、同意してるのかなという感じもしますけれども。

次の利用者負担増になることについて、市は国の制度なので、そちらのほうは国の方針に従うということなんですが、市としてはこういった利用者に負担を強いていることとか、利用する人とならない人の差があるというふうなこのことについて、どのように認識されてるのかお伺いしたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） この制度はですね、国のほうで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応を適正に評価すると、こういう趣旨で導入されております。そして、あくまでも介護報酬の算定でございますので、全国一律で取り扱われていると。そして、私どものほうでは、先ほど御説明いたしましたけれども、この同意の取り付け方については、利用者に丁寧に説明をするようにということで事業所に要請をしておりますが、この制度そのものを左右するようなことはできないと、こういう認識でございます。現段階では、市内において、この制度に基づいて粛々と取扱いがされていると、このように認識しております。

以上であります。

○4番（実川圭子君） 丁寧に説明するのは大事なんですけれども、それで反対もできず、そうすると利用料の負担が少しずつ上がって、利用者がそれではちょっと控えようかなというふうな、利用控えが起きて、逆にマイナスになる面があるのではないかなというふうに私は捉えています。ほかにも様々、上限のうちの何回までというふうな回数が制限されていたりとか、事務手続も非常に事業所にとっても煩雑であるというふうに聞いています。この影響というか、この全対象が、この方法で報酬の算定をした場合には、影響はどれくらいの額になるのかということももし分かったら教えてください。

私は、これを利用者に負担させるのではなくて、市が公費で負担することも可能ではないかなというふうに思っています。利用者も、事業者も守っていくということで、コロナの交付金などを利用して、市が公費で負担ができないかと思うのですけれども、そのあたりも含めてお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） この臨時的取扱いの影響額でございますけれども、1人当たりの影響額につきましては、介護度ですとか利用時間、あるいは月の利用回数によって変わります。例えばですね、要介護3の方が6時間から7時間の区分で月10回利用した場合に、この臨時的な取扱いによって、自己負担の増加分というのは一月当たり約500円と、このように計算しております。

それから、市全体の影響額でございますが、先ほど申し上げましたように、各利用者の利用回数ですとか介護度、これに影響を受けるわけですが、それがほぼ異なっておりますので、介護報酬の請求額において、この臨時的な取扱いによる増加分が、どの程度になるのかということを知別することは、非常に難しいと認識しております。

それから、この利用者の増加分を、公費で負担できないかということでございますけれども、御指摘のようにですね、この自己負担分を市が公費で負担するとすればですね、臨時的な取扱いの対象になっているのは、あくまでも通所系サービス、あるいは短期入所系サービスですが、それ以外の介護サービス事業所への支援ですとか、あるいは障害福祉サービス事業所ですとか、子育て支援事業所などの介護以外の福祉系サービス、こ

れに対する支援をどうするかということも、併せて検討する必要があると思います。場合によってはですね、相当な予算規模になる場合もありまして、市の単独事業として実施するということになりますと、非常に厳しいというふうに認識しております。

それから、臨時的な取扱いの増額分につきましては、利用者である高齢者の利用状況ですとか介護度など、個々の条件で決まりますので、市の負担額を算定するという場合に、大変煩瑣な事務処理ということになります。こうしたことからですね、自己負担分の増額分をですね、公費によって負担するということは現在のところ考えておりません。

以上であります。

○4番(実川圭子君) 市にいろいろ言っても、なかなかこの国の制度が、このようになっているので難しいところであるかと思えますけれども、やはりサービスは変わらずに、利用者の同意があるかないかっていうようなことで、同意をせざるを得ないような状況で承諾させて、事業所には煩雑な事務作業があり、私はあまり理に合わないような報酬を利用者が負担をするっていうようなこの制度が、制度自体が少しおかしいのではないかなと思ってます。

臨時的な対応とはいえ、容認できるような内容ではないなと思ひまして、今回、取り上げさせていただきました。こういった事業所の対応、適正に評価するっていうことであれば、やはりそれは国が別の形で保障をしていくということが必要なのではないかなと思っております。

この受けてもないサービスまで利用者に負担させるような仕組みは、私はぜひ見直してほしいと思ひますけれども、国へも要望していきますけれども、ぜひ地域からも疑問の声が上がってるということを、市からも伝えていただきたいと思ひます。

②のところは、終わりにしたいと思ひます。

次に、大きな2番のDVや性暴力の防止及び被害者支援についてに移ります。

特に新型コロナウイルスの感染の拡大を施策として、外出自粛、あるいは緊急事態宣言の下で、このDVですとか、それから子供への虐待というのも非常に件数が増えたというような状況が、日本だけに限らず、世界各国でも見られているというのが現状でございます。先日、他の議員の御答弁にも、子供への虐待が、この東大和市でも相談が倍増したというような御答弁もありましたけれども、DVや子供への虐待というのは非常に密接した関係でもあります。

私は壇上でも紹介しましたように、配偶者間の殺人事件などが日本全国で起きていますけれども、そういった大きく事件となる前に、小さな段階からこの暴力などについて、相談や支援体制を整えていく必要があると考えています。そういった意味で、やはり一番身近な市がしっかりと受け止める体制を整えていただきたいと思ひます。

昨年12月に、市が行いました東大和市男女共同参画に関する市民意識調査の報告書というのが出されてまして、その6番目の人権というところのまとめについて、次のように記載されてました。暴力を受けているという認識や、適切な相談窓口の普及が課題である。そのようにした上で、暴力への正しい認識を普及する。相談先の普及、支援体制の充実が重要というようなことを記載されてます。今、来年に向けて、第三次の男女共同参画推進基本計画が、策定の準備をしていると思ひますけれども、そういったところにも、ぜひ反映させていただきたいと思ひまして、今回、質問に取り上げております。

大きく防止策、それから相談について、それから支援についての3つに分けてお伺いします。



まず防止策についてなんですが、先ほどの市民意識調査の報告書の中で、外出などを制限する社会的暴力や侮蔑的なことを言う精神的暴力、生活費を渡されない経済的暴力など、暴力への正しい認識を普及するというふうに記載があります。この市民意識調査においては、暴力に対する認識についてはどのようなものだったのか、御紹介いただきたいと思います。

○地域振興課長（石川正憲君） 暴力の認識につきましては、市民意識調査ではですね、性的暴力や精神的暴力、身体的暴力について、比較的ですね、暴力としての認識が高く、外出を制限するなどの社会的暴力や、生活費を十分に渡さないなどの経済的暴力などについては、比較的暴力としては認識が低い結果となっております。

暴力の種類につきましてはですね、認識の差があることから、改めて暴力への正しい認識の普及に努めることが重要だと考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 相手が近い関係の人だったりとか、相手を悪者にはしてはいけないというような心理が働く場合もあって、なかなかいろいろケースも複雑だと思いますけれども、また被害に遭ってても自分自身が気づかないというケースですとか、諦めているケースなども見られる中で、この暴力への正しい認識を普及するためには、具体的にどのような方法で行っていくのか伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 正しい認識をどのように普及していくかにつきましてはですね、現在、市公式ホームページにおきまして、DVの定義や、暴力の形態、DVによる心身への影響等を掲載し、DVにおきまして、DVに対しての正しい認識を持てるよう周知しております。またですね、女性に対する暴力防止に関するパネル展におきましても、DVや性暴力を分かりやすく知ってもらうために、イラスト入りのパネルなどで紹介するなど、正しい認識について周知に努めているところでございます。さらにですね、東京都が作成しておりますDVに関する冊子を公共施設等で配布するなど、啓発に努めているところでございます。

今後の取組につきましてはですね、現在、令和3年度から始まる第三次男女共同参画推進計画の策定作業を行っており、その中でDVや性暴力を含めた正しい認識の普及について、市民意識調査の結果、有識者及び市民で構成されております東大和市男女共同参画推進審議会からの意見なども踏まえて、普及内容や普及方法など庁内で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 1分 休憩

---

午前10時 6分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 暴力に対する正しい認識を普及するためということで、様々、取組を考えていらっしゃるということも伝えていただきました。平成30年度の男女共同参画推進計画の年次報告書というのがありまして、そこに男女共同参画推進審議会の方の答申というのが出ていて、そこにもこの情報の提供の在り方について少し書かれていましたけれども、そのことも含めて、例えば母子手帳の手続をする機会ですとか、あと両親学級のときなど、そういった機会を捉えて広く情報を提供して、そのときはそんなこと、私たちの関係にはないわというようなこともあるかもしれませんが、これってもしかしたらDVかもってというような、気づききっかけになるような情報を、広く様々な機会に提供していく必要があるのではないかと思います。ぜひ検

討をして、次の計画に載せていただきたいと思います。

では、次のイの中学生へのデートDV防止の対策について伺います。

中学では、現在そういった、特に特化した授業などは行っていないということだと思いますけれども、DV防止法というのが、被害に遭った方の相談支援とか、あとは一時的に保護するなど、被害者が逃げていくことっていうのを前提にしているんですが、しかし加害者にならない、加害者が悪いわけですから、加害者とならないようなことが、私はどこかで伝えられる、伝える必要があると思いますけれども、そういったときにこのデートDV防止の予防講座などは、非常に有効なのではないかというふうに考えてます。相手との対等な立場を考えるという意味で重要だと考えてます。相手を独占して自由を奪ったりとか、行動を制限するっていうようなことをやってはいけないとか、あるいは逆に嫌われないように、嫌なことをされても断らないとか、言いなりになってしまうっていうような、相手との関係を支配と従属の関係ではなくて、正しい対等な関係でいることが大事だというようなことを、この予防講座では伝えることができますと思いますけれども、ぜひこの東大和の中学校でも実施していただきたいと思いますけれども、御見解をお伺いします。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 今後における、本市におけるデートDVに関する取組についてであります。現在行っている男女平等教育の充実を図ることにより、デートDV防止にもつなげてまいりたいと思います。

なお、デートDVそのものを扱った取組につきましては、今後調査・研究してまいります。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** 昨年、生活者ネットワークで調査した東京都の自治体の調査というのがあるのですが、区部と市部の49自治体で、4自治体で、このデートDV予防教育講座というのを、中学校全校で実施しているという結果がありました。今年はコロナもあって、時数的にもこういった時間を取るのが難しいかもしれませんが、そのほかにも啓発冊子というのがいろいろ出されてまして、この冊子を配っている学校というのが、49自治体のうち13自治体で中学校全校で配布しているというような結果もありました。今は割と漫画仕立てみたいな感じで、子供たちにも興味を持ってもらえるような、読みやすい冊子などもできていますので、ぜひこういったものを配るところから取組を進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○**学校教育部副参事（富田和己君）** 啓発の冊子につきましては、男女の対等なパートナーシップや、暴力を伴わない人間関係の構築に向けた、予防啓発として活用が考えられますので、今後、校長会、副校長会での周知について検討してまいります。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** 直接、デートDVっていうタイトルではないんですけども、内閣府のほうでも、人と人のよりよい関係というような冊子なども作られていまして、こういったことも、ぜひ活用できるのではないかなと思いますので、御検討いただきたいと思います。

それから、次の小学生や未就学児への被害防止の取組についてですけれども、この性産業に取り込まれる被害者というのは本当に低年齢化していて、小学生も被害に遭っているというような状況も出てきています。また、家庭内や親族による性虐待っていうのも、小学校に入る前から、未就学のころから被害に遭っているというケースもあって、低年齢の場合には、何をされているのか分からないで、そのまま大人になったときに、非常に被害に苦しんでいるというケースもたくさん出ています。発達に応じた伝え方というのが必要というふうに考えますけれども、保育園や小学校などで、こういった被害防止の取組、何かされてることがあったらお伺い

します。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 国は令和2年6月11日付で、性犯罪・性暴力対策の強化の方針を決定しております。その中で、性暴力の被害者、加害者、傍観者にさせないために、保護者などの協力を得ながら、幼児期も含めた学校などにおける教育や啓発の内容の充実の取組の推進を示しております。

市といたしましては、子供たちの発達段階に応じた対応が適切にできるよう、私立保育園園長会に、この国の方針についての御理解と御協力をお願いするとともに、保護者の御理解をいただきながら、保育園や保護者が共に取り組むための方策など、研究していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○学校教育部副参事（富田和己君） 小学生に対する取組についてであります。教育長答弁においても述べていただきましたとおり、各小学校で毎年実施しているセーフティー教室において、インターネットを通じた性被害の事例を取り上げるなど、被害の未然防止となる取組を行っております。

具体的にはではありませんが、主に高学年児童を対象に、東大和警察署による講話や、DVDの視聴等により、自分の身は自分で守ることの大切さや方法などについて指導しております。実際に起きた事例を扱うことにより、児童一人一人がインターネットを通じた性被害等、自分事として捉えることができ、未然防止につながると考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） セーフティー教室、私も何年か前に見学に行ったことがありまして、かなり迫真に迫るビデオなどで、生徒の心にも響くかなというふうに思いますけれども、インターネットの被害だけじゃなくて、本当に現実的に連れ去りなども含めて、いろいろ被害っていうのもありますので、そういったところから身を守る取組を、様々工夫していただきたいと思います。

それから、国のほうから出されました性暴力などに対する強化の方針というのは、本当に今後、今年から3年間かけて、ここを重点的に取り組んで、日本から性暴力をなくしていくというような強いメッセージなどとともに出されたもので、本当にこれをみんなで推進していく必要があるかなというふうに思います。

私立園長会でも取り上げていただいているということですので、引き続き進めていただきたいと思います。保護者と協力をしながら伝えていくということなんです。具体的にこの保護者とどのようなことができるかっていうのが、なかなか何ができるかなというのを、私もちょっと考えているところなんです。実は保護者自身が加害者になるというケースも非常に多くて、そういった意味では協力を進めていくということで、逆に防止になるというのは本当にそのとおりだなと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

一つ案として、先ほどデートDVの防止のための冊子のことを話しましたがけれども、そういった幼児でも分かりやすいような、親子で見られるような絵本やパンフレットなどを作成したり配布したりして、お子さんと一緒になって話ができるようなきっかけがつけられるものを、ぜひ当市でも取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく御検討ください。

では、次の相談のための取組についてに移ります。

先ほどから紹介しています市民意識調査によると、暴力を受けた経験者のうち、相談した人が3割弱の28.6%、相談したかったが相談しなかった、13.3%という人を含めて、約6割の人が相談をしていないという結果が出ました。また、性的な暴力に関しては8割を超える人が相談してないとなっています。それから、相談した人でも、市の相談窓口を利用した人は僅か1割しかいませんでした。このことから、相談へのハードル

というのは非常に高い、相談しにくいという状況があるのかなというふうに思います。

今後の課題として、次の第三次に向けて適切な相談窓口の普及が課題というふうにされていると思いますけれども、その適切な相談窓口についてお伺いしたいと思います。

市に相談された方が、窓口をあっちだ、こっちだと、いろいろたらい回しされたり、何度も同じ説明をさせないようにすることが大切だと思いますけれども、市ではワンストップの窓口など、どのように対応されてるのかお伺いします。

また、国のほうの指針でも、DV相談の共通シートなどを使うことが有効というふうにされてますけれども、そのあたりについて現状をお伺いします。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 市の窓口に、相談が来た方に対する対応ということについてお答えさせていただきます。

市の窓口で相談に来た方につきましてはですね、相談者の安全の確保等、適切に対応するため、窓口で相談が来た場合にはですね、まず第一義的に我々の地域振興課のほうに連絡することを、庁内の共通認識として対応しております。また、共通シートにつきましてはですね、現在作成をしておりませんが、関係機関等ですね、適切な情報共有という形で対応しております。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 市全体でも、共通で動いている、体制が取られてるということは、非常にいいかなというふうに思います。

それで、ちょっと後で聞こうと思ったんですけども、その相談に来られた方は、そういったことで同じ窓口を紹介されたりしているようなんですけども、ホームページ上で、例えば市に相談しようかなと思って、東大和市のホームページを見ると、その相談の先というのが配偶者暴力相談窓口の御案内ということで、ホームページ上に掲載されているのですけれども、その相談先というのが、どういったところになってるのかお伺いします。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 市の公式ホームページで紹介している相談先につきましてはですね、東京都の東京ウィメンズプラザ、東京都女性相談センター、東京都女性相談センター多摩支所、警視庁の総合相談センター、DV相談ナビを掲載しております。また、夜間、緊急時につきましては、警察及び東京都女性相談センターを掲載させていただいております。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 市のホームページなんですが、市の相談先がそこには載ってないということで、私は以前からも、これ何回か質問もさせていただいてるんですが、やはりここに市の相談の窓口というのが、まずあるべきじゃないかなというふうに思います。適切な相談窓口の普及ということで、市に相談しようと思ってホームページを開いたときに、市の窓口が書いてないというのは非常に、市では相談、受けてないのかなというふうに感じてしまうと思いますので、ぜひそのことを入れるべきだと思いますけれども、当市には男女共同参画センターや、配偶者暴力相談センターなどのような拠点というのがないというのも、一つあるのかなと思います。そういった拠点があれば、その拠点の電話番号なども記せるようになるのかなと思いますけれども、そういった相談をここで受けてるよとか、ここで支援ができるよというような窓口、これが必要なんだと思いますけれども、そのセンターといいますか、拠点といいますか、その設置についての考えをお伺いします。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 第二次男女共同参画推進計画の中でもですね、拠点の重要性につきましては、

今まで東大和市男女共同参画推進審議会からもですね、多くの御意見をいただいているところでありますが、なかなか具体的な検討に至っていないところが現状でございます。第三次の男女共同参画推進計画の中では、拠点の持つべき機能、内容などですね、拠点の在り方について検討していきたいということも、審議会からの御意見いただいておりますことから、他市の施設等を参考にさせていただきながら、拠点の在り方について検討したいと考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 拠点の在り方について検討するというのは、検討するのは計画を策定する段階で検討して、第三次にはそれを実施するというような、計画に載せていただくようなスピード感を持って対応していただきたいと思います。

今、東大和では、新堀地区会館に1つ、男女共同参画のコーナーというのがありますけれども、非常にひっそりとしていて、なかなかこう、人目につかないで、残念な状況にあるかと思います。相談をする場所というのが非常に重要で、もしそういう拠点を設けるとしたら、あまり人目につかないようなところだと、かえって危険な場合もありますのでか、入りにくいとかってということもありますので、それなりににぎやかなところに設置してあるというのが割と、ほかのところを見てもそんなような感じで見受けられます。ぜひ東大和にとって、有効な形で設置していただきたいと思いますけれども、場所をね、そうやって拠点をつくるということも大事なんですが、その機能的なものということで、私は相談をここで受け付けてるよってというような、その電話番号一つでもいいと思うんです。その電話がどこかの場所で、受ける窓口になっているという形で、その広報というか、周知をできるような、そういった電話、まず窓口になるような電話があるということが重要なかなというふうには思ってますけれども、そのあたりも含めて、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それから、次に相談窓口を知らせるためのカードの設置についてということで、御答弁でも様々なところで置かれているということが分かりました。より有効な、効果的な場としては、公共施設や駅のトイレなどにも置いていただいているということなんですが、病院や薬局など、民間の施設などにも、ぜひ声をかけて、できるだけこう、相談につながるようなところに、相談カードを置いていただけるといいと思います。

私、先日、他市の都立高校に行ったんですけれども、そこにはその市の名前が入った相談カードっていうのが、その都立高校に置かれていたんですね。ぜひ東大和高校ですとか、南高校にもアプローチされるといいのかなというふうにも思います。

それから、相談のしにくさということで言えば、男性の被害者はさらに相談につながりにくいということも言われてます。このカードの設置は、女性のトイレというふうになっていますけれども、このカードの設置に限らず男性への相談の窓口の周知については、どのように検討されてるのかお伺いします。

○地域振興課長(石川正憲君) 男性の相談についての普及についてでございますが、まず先ほども御答弁させていただきましたとおりですね、ホームページの掲載、またそちらのほうには男性の相談としましてですね、東京ウィメンズプラザ等、載せさせていただいております。また、男性のDV相談ができる主たる公的機関につきましては、DV相談ナビや、よりそいホットライン、24時間の電話相談対応の窓口がございますので、そういったところも含めてですね、今後、男性被害者の相談が増えるかと思われまので、そこも含めていろいろな形で普及啓発していきたいと考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 相談については、本当にまずは相談のしやすさというところから、入り口だと思います

ので、ぜひ様々な形で相談につながるような周知をしていただきたいと思います。そして、この市民調査の意識調査にもあった、相談してない人が6割と言ってますけれども、その中でも相談したかったが相談しなかった、13.3%。ぜひ、まずはここから、その方たちが相談できるような体制を、ぜひつくっていただきたいと思います。

③のほうにいきたいと思います。支援のための取組についてということで、相談があった後に、必要があればその方に対して様々な支援体制あると思いますけれども、この市民意識調査によりますと、支援体制の充実が重要というふうにされています。この支援体制の充実というのはどのようなことなのか、現在の体制と、それから今後どうしていくのかお伺いします。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 支援体制の充実につきましては、重要な課題であると認識しております。現在です、連携している公的相談センターや警察等の関係機関とさらなる連携強化を図るほか、民間団体との連携についても調査・研究を行い、被害者への支援体制の充実を図っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 東大和市は、人口もそれほど大きくはないです、そんなに人数としては支援までつなぐ必要があるという方は、それほど多くないというふうに思います。その中で、個別にも丁寧に対応できるとは思いますが、そういった個別のニーズに合わせた対応というのができるんだということを、ぜひ知らせていただきたいと思います。

被害に遭った方のお話などを聞く機会もあったんですけども、重要なのはその方が被害に遭ったときに、どうしてほしいのか、どうしたらいいのか、例えば相手を訴えたいと思ってるのか、それともその人と会わないように離れて暮らしたいとか、現状の状況を維持しつつ、暴力がなくなるようなふうにしてほしいのかとか、いろいろニーズも様々だと思いますので、そういったところにきちんと対応できるんだということを、ぜひ伝えていただけたらと思います。そのためにはいろんな支援体制も整っているということで、東大和市だけで対応するというのも、なかなか難しいと思いますが、近隣の多摩地域の何市かが集まって、共同で、広域で支援ができるような体制も、今後必要なのではないかなというふうに考えます。

先ほど民間や他の機関との連携などのこともお話されていましたが、関係機関との連携ということで、次の項目ですけれども、多くの自治体で児童の要保護対策協議会のような形、例えば代表者会議、実務者会議、ケース検討会議のような会議を、会議体を持って、関係機関が集まって協議をするような協議会を設置しているところが、今回、私たちの調査でも、東京都の自治体の中で、約8割がそういった協議会を持っているということが分かりました。東大和市では、その協議会、DVなどの対策についての協議会を設置してないと思いますけれども、この設置についての考えをお伺いします。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 協議会、会議体の設置状況についてでございますが、会議体についてはですね、今議員のほうからあったとおり、東大和のほうには会議体の設置はございません。ございませんが、状況に応じて必要な各関係機関と情報共有をし相互連携を図っております。今現在ではですね、今後の設置についてはまだ考えてございませんが、今後ですね、また必要な関係機関と情報共有を、相互に連携を図って今後ともやっていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 会議体を持っていても、実質開催がなかなかされてなかったりとか、形だけっていうところもありますので、あればいいというものでもないと思いますけれども、連携をしっかりと取れるような体

制を、今後もつくっていただきたいと思います。特にこの女性への暴力についての相談や支援というのは、非常に民間のノウハウというのが、専門的で、また継続的な支援ができるというふうに私も考えてます。そういった意味で、民間の力も借りて、一緒に連携をしていって進めていただきたいと思いますというふうに思います。

最後に、DVや性暴力についての職員の研修について伺います。

窓口では、必要などころにつなげていくということが、体制が取れてるということだったと思いますけれども、やはり相談、わざわざこう、私、この相談したいんですっていうことで来なくても、ほかの相談に来たときに、この方はもしかしたら被害を受けてるかもしれないっていうような、そういった感覚というのは非常に窓口の対応する職員の方には、ぜひそういった感覚を持って接していただきたいと思いますけれども、担当の相談に乗るか、担当の方だけじゃなくて、そういった市民に対する全職員の研修の状況についてお伺いします。

○地域振興課長（石川正憲君） 研修の状況ということでございますが、研修の内容につきましては、全職員を対象に、昨年度ですね、東京ウィメンズプラザの相談担当主任専門員による配偶者等からの暴力に関する基礎知識の講義、また市担当職員によるふだんの業務や、窓口でDV被害者が相談を求めてきた場合の対応、また加害者が来庁した場合の対応等についての内容で、研修を実施させていただきました。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） この職員の研修については、担当だけじゃなくて、ほかの職員も研修を受けてるということで、非常にこれは、ぜひ今後も進めていただきたいと思います。

いろいろ質問させていただきましたけれども、この市民調査、意識調査によると、DV被害を受けた人の相談をした人、そしてその中から約1割の人が市に相談したということで、計算すると3%ぐらいの人、被害に遭った3%ぐらいの人しか市に相談してないという結果になると思います。ということは、相談があった人の数の30倍以上の被害を受けてる人が実際にいるんだっていうことで、自覚をしてない人も含めるともっと数が多いというふうに私は思ってます。実態をしっかり捉えて、今後の対策を、地域の計画にしっかりと載せていただきたいと思います。都や国でも体制が進んでいるところですけれども、やっぱり困ったときに一番身近な自治体で相談したいというのが、その体制が必要だというふうに思います。

例えば、市で全部を受けなくても、その相談の受ける先が民間のそういった支援団体っていうようなことも考えられると思います。その相談の、本当に番号だけでも早急につくって、相談のしやすさにつながるようなことを、まず一步、始めていただくのもいいかと思います。ぜひ、第三次の計画にしっかりと反映させていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

---

午前10時45分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 中 村 庄 一 郎 君

○議長（中間建二君） 次に、8番、中村庄一郎議員を指名いたします。

[ 8 番 中村庄一郎君 登壇 ]

○8番(中村庄一郎君) 皆さん、おはようございます。

議席番号8番、自由民主党、中村庄一郎。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

初めにですね、通告書の一部訂正をお願いをしたいと思います。

1番の地籍調査についてであります。その上から3行目、「武蔵村山市、小平市を含め16市3町村で実施している」の部分でありますけれども、これを「4町村」に訂正をお願いいたします。「16市3町村」を「16市4町村」で訂正をお願いいたします。

それでは、進めさせていただきます。

まず1番といたしまして、地籍調査についてであります。

国土調査法に基づく地籍調査については令和2年5月付で、多摩地区では、隣接市の東村山市、武蔵村山市、小平市を含め16市4町村で実施していると聞いています。そこで、以下、伺います。

①といたしまして、地籍調査の現状と今後の課題についてであります。

2番といたしまして、水害対策についてであります。

近年は時間降雨量50ミリを超える豪雨の確率も増加しており、令和元年の台風19号では当市でも奈良橋川が4か所溢水、道路冠水も17件発生するなど大きな被害がありました。そこで、以下、伺います。

①といたしまして、治水対策についての現状と今後の課題について。

②といたしまして、土のう等の対応についてであります。

3番といたしまして、複線型人事制度についてであります。

近年、福祉やまちづくりなど市政に対するニーズもさらに多様化・高度化し複雑となってきております。そこで、以下、伺います。

①といたしまして、職員のモチベーションを高めるための具体的な取組について。

4番といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う東大和市の行事等についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、いまだ収束のめどが立っていない状況であります。そこで、以下、伺います。

①といたしまして、東大和市の行事等が受けた影響について。

②といたしまして、ウィズコロナの視点での今後の課題についてであります。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきますので、よろしく願いをいたします。

[ 8 番 中村庄一郎君 降壇 ]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、地籍調査の現状と今後の課題についてであります。現在、市では地籍調査は実施しておりませんが、上北台駅周辺土地区画整理事業の施行において実施した測量が、国土調査法に基づく地籍調査と同等の成果として認証されております。実施するための課題としましては、地籍調査は何十年にも及ぶ長期事業となりますことから、財政計画や組織体制などを整える必要があるため、慎重に検討する必要があり、現在、調査・研究しているところであります。

次に、治水対策についての現状と今後の課題についてであります。治水対策につきましては、ハード面の対策としまして、河川整備及び雨水を排除する下水道管の整備と、雨水の流出抑制対策であると認識しており



ます。河川整備につきましては、空堀川及び奈良橋川の整備事業が進められているところであります。また、下水道管の整備につきましては、空堀川上流雨水幹線整備事業が計画されているところであります。流出抑制対策につきましては、市におきまして、雨水浸透施設や道路浸透ますの設置、透水性舗装などを整備し、民間の開発事業におきましては、貯留・浸透施設、浸透トレンチなどの設置を指導し、雨水の流出抑制に努めているところであります。課題としましては、近年の台風の規模の拡大や豪雨の増加に伴い、治水対策の箇所が増加し、迅速な対応が難しくなってきていることと、今後、市内における公共下水道雨水事業としての下水道管整備が必要であり、多くの費用や時間を要することであると認識しております。

次に、土のう等の対応についてであります。庁舎北側砂利敷駐車場の東側に土のう置場を設置し、災害等に備えて常時備蓄しております。毎年、6月上旬に実施している水防訓練におきまして、土のう作成訓練を行うことにより、土のうの備蓄数を一定程度確保し、台風シーズンに備えております。土のうの搬送につきましては、市民の皆様からの申請を受け、直接取りに来ていただいておりますが、状況に応じて搬送も行っております。

次に、複線型人事制度のような、職員のモチベーションを高めるための具体的な取組についてであります。多様化及び高度化する市民のニーズに的確に対応するためには、職員の能力向上は欠かすことができないものであると認識しております。このため東大和市人材育成基本方針に基づき、短期ジョブローテーション、キャリア意識の醸成、庁内公募の実施において、複線型人事制度の考え方を取り入れることにより、職員のモチベーションの向上に努めております。

次に、新型コロナウイルス感染症による市の行事等への影響についてであります。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況等から、多くの市民の皆様などが参加される、うまかんべえ〜祭、環境市民の集い、ふれあい市民運動会、産業まつり、福祉祭などのイベントについて、市民の皆様のご生命・健康を守ることを最優先とする考えなどから、それぞれ主催者が開催中止を決定しております。

次に、いわゆるウィズコロナの視点での今後の課題についてであります。東京都はウィズコロナ時代においては、適切な感染防止対策を講じながら、本格的な社会経済活動や、都民生活を営んでいくことが必要であるとしております。令和2年度に開催中止を決定しました各イベントにつきましては、その目的や効果などを再認識するとともに、令和3年度以降につきましては、感染防止対策の実施、参加される皆様への安全安心の提供とともに、新たな視点や手法なども含めて、検討していくことが課題であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

この地籍調査についてはですね、過去にも他の議員のほうからですね、一般質問があったようであります。ただですね、市民の皆様から問合せや要望が、私のほうに寄せられておまして、そこで再度聞くものでありますので、よろしく願いをいたします。

最初にですね、地籍調査についてでありますけれども、地籍調査は国土調査法に基づくものですが、様々な土地の利活用の有効なものであるというふうに認識をしております。

そこでですね、地籍調査について様々なことを伺いたいと思いますが、まず初めに確認のために地籍調査というのはどのようなものかをお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 地籍調査につきましては、国土調査法に基づく国土調査の一環として行う土地の

調査でございまして、主に市町村が主体となりまして、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積の測量を行いまして、その結果から、登記所に備付けの地籍図を更新し、地籍簿を作成するものでございます。また、登記所におきまして、地籍簿を基に土地登記簿が改められるほか、地籍図が不動産登記法第14条の地図として備え付けられます。また、地籍調査の成果によりまして、不動産登記の精度が高まり、その後の土地取引の円滑化や、行政の効率化に役立つことが期待されるというものでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

今の答弁の中でですね、地籍調査を実施することによるメリットを少し話していただきました。地籍調査の成果はですね、土地の境界、土地の位置、面積等の明確化により、多くの効果が期待されるというふうに考えております。用地買収を伴う土地区画整理事業など、まちづくりに関わる計画立案への寄与、また官民境界の明確化により、公共物の管理や、道路台帳の整備と公共事業の円滑化、そして地震、土砂災害などの災害復旧事業の円滑化、地籍の明確化に伴う固定資産税の基礎資料、こういうことからですね、地籍調査の成果のデータ化によりましてですね、将来の安定した行政サービスが可能となるものであると思います。

多摩地区においてもですね、令和2年5月時点におきましてですね、隣接市の東村山市、武蔵村山市、小平市を含めて、26市中16市が実施していることから分かるように、必要な事業であるというふうに考えております。当市は、まだ実施していないということですが、今後、多摩地区におきましてですね、新たに取り組む予定の市はあるのか伺いたいと思います。また、未着手の10市はどこなのかをお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 多摩地区、26市の中で着手している市が16市、未着手の市が10市でございますが、この10市の中で、今後、実施する予定の市は、把握している中ではないということで確認してございます。

この未着手の10市でございますが、武蔵野市、立川市、国立市、昭島市、清瀬市、東久留米市、稲城市、狛江市、西東京市、そして東大和市の10市でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今の答弁からですと、近隣市では立川市のみが未実施で、他の近隣市では実施していることが分かりました。

先ほど市長からですね、地籍調査は実施していないが、上北台駅周辺土地区画整理事業の測量成果が、地籍調査と同等の成果であるとの御答弁でしたが、その地域のみ地籍調査を実施したということになるのでしょうか。また、立野地区の区画整理事業はどうなのかをお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 国土調査法第19条、成果の認証の第5項におきまして、区画整理事業等の測量成果を地籍調査と同等の成果とみなすという制度がございます。上北台駅周辺土地区画整理事業の測量成果につきましては、国土調査法第19条第5項に該当しまして、地籍調査と同等の成果として、国土交通省から認証されているものでございます。また、立野一丁目土地区画整理事業も同様でございまして、現在、国土交通省に申請中でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、区画整理事業がですね、地籍調査と同等の成果ということですが、当市の地籍調査、進捗率はどのぐらいでしょうか。教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在の進捗率でございますが、上北台駅周辺土地区画整理事業の実施面積が0.197平方キロメートルとなっております。多摩湖を除く市内の全調査区域、11.97平方キロメートルのうち、

1.7%の進捗となっております。

立野一丁目土地区画整理事業の測量成果が、国土交通省から認証されますと、新たに0.147平方キロメートルの地籍調査を実施したことになり、合計で0.34平方キロメートルになる予定でございます。そうなりますと、地籍調査の進捗率は現在の1.7%から2.8%になる予定でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、区画整理事業によりですね、実質は2.8%に進捗するということであると思います。当市の地籍調査としての現在の取組はどうかをお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在ですね、様々な調査研究を行っているところでございます。国や東京都の補助金の確認や、地籍調査を実施する場合、年間でどの程度の範囲の調査ができるのか。例えば民地の境界確定につきましては、速やかに決まらずに境界保留となるなど、困難となるケースも考えられ、場合によっては進捗に大きく影響することが考えられます。また、専属職員などの組織体制も重要なところでございます。また、単年度の費用や調査完了までの期間と総費用、実施することのメリット・デメリット、費用対効果などにつきまして、他市の状況を調査しながら研究しているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） いろいろと調査していることはよく分かりました。

もう少し具体的にお聞きしたいのですが、国等の補助金の詳細とですね、調査はどのように行われるのかをお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 補助金についてでございますが、国の補助金が事業費の2分の1、都の補助金が4分の1、これで合わせて国と都で4分の3の補助になります。残りの4分の1の80%を上限としました特別交付金がございます、実質5%の一般財源で実施できるという制度でございます。仮に1,000万円の事業費でございましたら、50万円の一般財源で実施できるということになります。東京都の担当者からはですね、特別交付金につきましては、災害等があると変動があるとのことで、できれば考慮しない方がいいのではないかということをおっしゃってございます。そのようなことからですね、担当課としましては、市の負担は4分の1である25%として考えてございます。

調査方法についてでございますが、地籍調査は一般的な調査としまして、道路や民有地等、全ての土地の境界を含めて調査する一筆地調査と、道路、河川等の公有地を先行して調査する官民境界等先行調査がございます。都内などの都市部では、官民境界等先行調査を行う自治体が多いという状況でございます。

進め方としましては、まず事業計画を策定します。その次に、国家基準点を使用しました基準点測量を行います。基準点が整備されますと、その後ですね、官民境界等先行調査、もしくは一筆地調査を行います。

官民境界等先行調査を行う場合ですね、道路と河川などの官と官、道路と民有地などの官と民との境界の調査、測量を実施し、都道、河川を管理しております東京都や、道路等に面している民有地の土地所有者と境界立会いを行いまして、境界を確定し、その成果図を作成するというものでございます。

官民境界等先行調査を行った場合は、その後一筆地調査を行います。一筆地調査の流れにつきましては、筆ごと、地番ごとですね、この筆ごとの土地につきまして、所有者、地番、地目を調査し、各筆の土地所有者と境界立会いを行いまして、境界及び地籍に関する測量をし、その結果から地籍図、地籍簿を作成するという流れになってございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

補助金についてはですね、かなりの補助があるというふうに分かりました。

では、完了までの年数、予算はどうなんでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 過去の他の議員からですね、一般質問でも同様の質問がございまして、かなりの年数と予算が必要である旨を答弁させていただきましたが、今回につきましても、その後の調査により多少の数値の変更はございますが、おおむね同様の回答となります。まず、調査対象の全面積につきまして、官民境界等先行調査のみを行った場合について述べさせていただきます。

この場合ですと、単年度の実施面積が0.2平方キロメートル程度と試算してございます。事業費は、単年度で約1,100万円と概算で見積もっております。調査完了までですね、全部で11.62平方キロメートルでございますので、調査完了まで単純に0.2で割りますと58年となります。完了までの全体予算は6億3,800万円、補助金を差し引いた市の負担は、市の負担25%とした場合、1億6,000万円となります。ただしですね、官民境界等先行調査の後、一筆地調査がありますので、その事業費や年数が必要になりますが、その費用までは算出はしてございません。

次に、調査対象の全面積につきまして、官民境界等先行調査は行わずに、最初から一筆地調査を行う場合について試算してございます。こちらについては、単年度の実施面積が0.1平方キロメートルと試算してございます。事業費につきましては、単年度で2,300万円。こちらも概算見積りとなります。

調査完了までは、同様に116年ということになります。完了までの全体予算は、26億6,800万円、補助金を差し引いた市の負担は、市の負担25%とした場合、6億6,700万円となります。

以上、単純に計算した場合はこのようになりますが、調査の進め方や担当職員の人数によりましては、実施できる面積も変わってきますので、年数については、あくまでも概算ということで、捉えていただきたいということと考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） かなりの長期間となる事業であることがよく分かりました。実施するにはですね、いろいろ課題はあるかというふうに思いますけれども、今後ですね、実施に向けて取り組む予定はあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在ですね、実施するかどうかについては未定でございますが、いずれは実施していかなければならない事業であると認識してございます。ただし、実施するに当たりましては、課題を整理しておく必要があると考えてございます。主な課題としましては、調査に必要な専門職員を長い期間、確保しなければならないこと。また、何十年もの間、続けていくという事業になるため、実施することについてのメリット、デメリットなどにつきまして、きちんと整理する必要があるとともにですね、長期間かかることについての費用対効果等、実施するには慎重に検討する必要があると考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 武蔵村山市ではですね、一筆地調査、各筆毎調査というんですかね、これを実施しているというふうに聞いておりますけれども、実施するにはですね、先ほどの答弁のとおり、長期に及ぶ事業となることや、組織体制などの課題もあり、地籍調査は大変な事業であるということがよく分かりました。

そこでですね、先ほども答弁でありましたけれども、民有地間を含めた土地の一筆地調査ではなく、道路、河川、水路などに面した土地境界に関わる官民境界等先行調査というやり方がよいのではないかというふうに

考えております。この調査であればですね、民と民の境界確認はないので、負担は軽減されるかというふうに思います。一筆地調査の実施が難しいのであれば、道路等を先行して決める官民境界等先行調査の取組を検討したらいかがかというふうに思いますけれども、その辺のお考え方をお聞きしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 官民境界等先行調査につきましては、街区先行調査とも言います。道路や河川、水路等を先行して境界を確定していくというものでございまして、一筆地調査と比較すると、事業を進める上での実施の負担は軽減されると認識してございます。

ただ、市におきましては、昭和40年代前後ぐらいからですかね、今日まで多くの境界確定をしてきてございます。現在およそ9割の道路、水路等の境界が確定してございます。地籍調査と同等とはいかないにしてもですね、その代わりとなるものとして整備が進んでいる状況でございます。そのようなことを踏まえましてですね、期間や費用に対する効果の検証など、地籍調査を実施するメリットについて調査・研究中でございます。今後も長期的な視点に立ちまして、効果的かつ効率的な地籍調査が実施可能かなど、引き続き未着手の市の動向に注視し、研究していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

災害からですね、国民の命、財産を守ることはですね、行政にとって最も重要な課題であることは言うまでもありませんが、万一、災害が起きてしまった場合は、住民の安全の確保とですね、迅速な復興が何よりも求められております。しかしながらですね、これまでの大規模災害において、災害地の土地の境界や権利関係ははっきりしていないため、復旧に支障を帰したという例が幾つも報告されております。

近年の気象の急激な変化や、自然災害の頻発化、また激甚化に備える観点からですね、特に被災想定地域等においてですね、重要な防災対策である地籍調査の速やかな実施によりですね、円滑な防災、減災事業の実施や迅速な復旧、創造的な復興につなげることが求められております。

また、人口減少や超高齢社会の到来に伴う土地利用ニーズの低下や、地縁、血縁関係の希薄化により、資産としての土地に関する国民の意識が低下するなど、社会的状況が変化する中でですね、相続登記が数代にわたって行われていないこと等によりましてですね、所有者不明土地に関わる問題が形骸化しております。

こうした所有者不明土地が存在することでですね、地籍調査のみならず、公共事業の推進等の様々な場面においてですね、所有者の探索等のため、多大な時間、費用、労力を要し、円滑な事業の実施へ支障となっております。

こういうことも含めましてですね、また地籍調査の効果として、ちょっと9項目、挙げさせていただきました。土地、境界をめぐるトラブルの未然防止、登記手続の簡素化、費用縮減ですね、また土地の有効活用の促進、建築物の敷地に関わる規制の適用の明確化、各種公共事業の効率化、コスト削減、公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化、課税の適正化、公平化、地理情報システムによる多方面での利用活用であります。

このようなことがですね、地籍調査の中には大きく影響してくることであるかと思っておりますので、1日も早く、またかなり年数を要する、費用も要する事業でありますので、また今、質問の中でいろんなことをお聞きしましたけれども、いろんな方法のこともですね、年々そういう調査の仕方も増えてきているようであります。また、測量や何かも技術の向上とかもありますし、あとは隔年による費用の負担ですね、これもあります。

また、補助金の関係がですね、こういうコロナですとかね、いろんな部分で大きく影響してくることもございますので、できるだけ早目にですね、検討をしていただければありがたいかなというふうに思っております。

それでは、地籍調査についてはこれで。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時20分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（中村庄一郎君） 続きまして、水害対応についてであります。

近年はですね、時間雨量50ミリを超える豪雨が增大している中でですね、昨年の台風19号ではですね、当市でも蔵敷での土砂崩れや、奈良橋川での4か所の溢水、道路冠水も17か所発生するなど、大きな被害をもたらされました。この溢水と道路冠水の箇所ですが、もっとあったのではないかという市民の声を聞いております。実際はどうだったのか、なぜこの数字になったのかをお伺いしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 溢水、道路冠水の箇所数についてでございますけれども、台風などが接近あるいは上陸し、風水害の影響が出ている時間帯にですね、市の職員、それから消防団、消防署、警察署による警戒活動に基づく報告、それからまた市民の皆様からですね、情報提供があったものにつきまして、速報としてまとめて報告しているものでございます。当然報告に入らないものもございまして、報告後に連絡があった被害情報などにつきましては、現在のところ第2報、第3報といった追加報告という形で報告してございません。この報告の在り方につきましても、台風19号の際の課題の一つでございますので、適切な対応につきまして今後も検討してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

東京都はですね、こうした近年の豪雨対策といたしまして、平成26年6月に東京都豪雨対策基本方針の改定版を策定しております。この方針の中でですね、流域対策を含め、区部では時間降雨量75ミリ、多摩部では時間65ミリの降雨に対し、河川からの溢水を防止すると掲げております。空堀川などの一般流域ではですね、時間60ミリとしております。具体的にはですね、流下施設、河道ですね、これは時間50ミリ対応といたしまして、50ミリを超える部分は貯留施設、調節池や流域対策により対応することを基本としております。

そこで、お伺いいたしますけれども、現在、東京都では空堀川、奈良橋川の整備事業を進めておりますけれども、市内における50ミリ対応の護岸整備率はどの程度かをお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 護岸整備率ということでございますが、東京都に確認しましたところ、平成31年度の実施内容につきましては、取りまとめ中のことでございまして、平成30年度末のデータで申し上げます。

平成30年度末現在の空堀川の護岸整備率は、市内においておよそ89%であるとのことでございます。奈良橋川の護岸整備率につきましては、平成30年度末現在で事業化されております高木3丁目の空堀川との合流点から、宮前一の橋上流までの河川予定地指定区間、約390メートルにおきまして、およそ33%であるとのことでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、空堀川についてはですね、大分事業が進んでおりますけれども、奈良橋川についてはまだ整備が始まったばかりでですね、事業区間、390メートルの33%ということですので、およそ130メートル程度の護岸整備が終わっているということになるかというふうに思います。

また、ここです、宮前二の橋上流から、日月橋上流までのおよそ560メートルが、新規事業区間として示されました。先ほどの390メートルということと足すと、950メートルが事業区間というふうになります。奈良橋川の全体延長が2.9キロですので、全体の33%の整備が決定したところということに認識しております。早い整備を望んでおるところであります。

そこです、河川整備による河川の安全度を数値で表す治水安全度達成率というものがあると聞いております。調節池等を含めた市内河川です、治水安全度達成率はどの程度かをお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 治水安全度達成率につきましては、時間50ミリの降雨に対応する護岸の整備率に対しまして、調節池等の整備の効果を加えた達成率を言います。市内におきましては、芝中調節池がございまして、東京都に確認しましたところ、芝中調節池は先行して整備した稼働を暫定的に調節池として活用したものでございまして、一般に言う恒久的な貯留施設ではないため、治水安全度達成率に加える調節池等には該当しないとのこととございます。また奈良橋川につきましても、調節池はございませんので、空堀川、奈良橋川ともに治水安全度達成率は算出していないとのこととございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。よく分かりました。

また、市内を流れる空堀川です、奈良橋川です、新河岸川流域に含まれるが、東京都における総合治水対策や、豪雨対策で求められております当市の流域対策量は、何立米かをお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 総合治水対策におけます東大和市の流域対策量でございますが、新規開発地の対策としまして、1ヘクタール以上の面積の開発行為の場合、1ヘクタール当たり950立米の対策量が必要でございます。また、0.1から1ヘクタールまでと、0.05から0.1ヘクタールまでは、1ヘクタール当たり500立米の対策量を整備することとになってございます。既存の市街地での目標対策量は、2万2,000立米とになってございます。

豪雨対策で求められております対策量でございますが、東京都豪雨対策基本方針におきましては、公共施設において貯留浸透施設の設置をより一層推進するとともに、民間施設における貯留浸透施設の設置を促進するための対策を強化していくものとして、都内全域において、1時間10ミリ降雨相当の雨水流出抑制を実現するという目標を掲げてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。東京都の対策量はよく分かりました。

それでは、現在、当市の対策量の実績はどの程度か教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 雨水の流出抑制対策につきましては、市が道路整備等で設置する雨水浸透井や道路浸透ます、また透水性舗装がございまして、また、開発事業での貯留浸透施設、個人住宅の浸透ます、浸透トレンチなどがございまして、過去からの全ての実績量の累計までの把握は困難なため、過去3年間での対策量につきまして答弁させていただきます。

平成31年度分は集計中のため、平成28年度から平成30年度の3年間で答弁させていただきます。

市の事業や民間開発事業での貯留浸透施設、道路浸透施設の合計の対策量としまして、平成28年度は1,658立米、平成29年度につきましては1,172立米、平成30年度につきましては1,658立米とになってございます。3年間の合計が4,488立米とになってございます。その他に、対策量は算出はできないんですが、数量としまして個人住宅の浸透ます、浸透トレンチの設置数がございまして、平成28年度、1,406基。平成29年度、1,279基。平成

30年度、1,489基となっております。3年間の合計が4,174基となっております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それではですね、河川の整備や降雨に対する流出抑制対策をお聞きしましたがけれども、今年の台風19号と、その3年前の平成28年8月22日の台風9号においてですね、奈良橋川の村山橋が溢水いたしました。付近の住民への浸水被害がありました。この村山橋なんですけれども、川幅が狭いため、溢水するのではないかと市民の方から言われております。付近の住民の方たちがですね、奈良橋川全域の川幅を調べましたところ、通常5メートル程度の幅が、この村山橋部分が一番狭くてですね、3メートルしかなかったとのことなんです。この村山橋の川幅を広くできないものかお伺いをしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 奈良橋川につきましては、芋窪4丁目の宮田橋から上流部分を除きまして、東京都管理の一級河川でございます。蔵敷にある村山橋部分につきましては、都道上に架かる橋でございますので、奈良橋川とともに東京都管理であり、市において直接対応することはできません。

ただ、市におきましてですね、住民の方から同様に川幅が狭いため溢水するのではないかというようなことを伺っております。それで、市民の方から、市から東京都に対して言ってもらえないかというようなこともございました。それを踏まえてですね、今年の2月でございますが、東京都北多摩北部建設事務所に相談に伺いました。伺ったところですね、東京都では、下流側では河川の拡幅整備を進めているが、村山橋付近は現段階では計画がないため拡幅できないとのことでした。また村山橋だけを改修しても、現在の奈良橋川の処理能力に限界があるため、抜本的な解決にはならず、村山橋で溢水がなくなったとしても、また別の場所で溢水が起こるおそれがあるとのこと、改良は難しいとのことでした。

市としましてはですね、東京都のこの話を受けまして、東京都に対しまして、台風や豪雨時の安全確保のため、川底に堆積している土砂の清掃など、何らかの対応をお願いしたいと、東京都と協議しましたところ、この3月に東京都によってですね、村山橋の下流部分と奈良橋の日月橋上流部分、また高木の宮前二の橋上流部分の3か所の土砂上げ清掃を行っていただきました。

なお、今後も引き続き東京都に対しまして、村山橋部分を含めた奈良橋川の早期改修を要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございました。

今の御答弁がありました村山橋下流部分と奈良橋の日月橋上流部分ですね、高木、宮前二の橋の上流部分の3か所の土砂上げ清掃ですね、こちらのほうも、私のほうもちょっと確認させていただきまして、ありがとうございました。ただ、この溢水ということでもありますのでね、あんまり川の論理を市民の皆様に説明しても、溢水してはですね、やはりそれは理屈に通らないことでもあります。

ぜひ、この溢水という部分をですね、どういうふうに対応するかということの御検討を、東京都はですね、川全体の流れの話を今されているようでございますけれども、やっぱり住民に対する安全安心という部分ですね、そこのところの早期の検討をお願いいたします。

それでは、次に土のうの対応についてお伺いをいたします。

具体的に今年の台風19号を例に伺いますけれども、土のうに関する問合せは何件程度あったか教えてください。



○総務部参事（東 栄一君） 昨年の台風19号の際のですね、土のうの問合せ件数についてでございますけれども、上陸前からの問合せを含めると、全部で78件ありまして、実際に配布した土のうの数は1,016袋でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 土のうについてはですね、現在、市民が直接取りに来ることになっているというふうに思いますけれども、高齢者の方々のですね、災害弱者の世帯を考慮する必要があるというふうに考えます。土のうの要請に対して、戸別配布の検討はできないかどうかお伺いしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 高齢者などですね、災害弱者の世帯からの土のうの要請に対して戸別配布をすることは、現実には対応し切れないというのが実情でございます。このため戸別配布を現時点で制度化することは難しいと考えているところでございますけれども、ただ現実問題としてですね、これまで様々な高齢者や障害者の方々から土のう搬送要請がございまして、そのお話を聞いて状況によりやむを得ないと判断した場合については、実際には戸別配布をしているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、土のうの配布を実施している近隣の市町村はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 近隣市の状況ですけれども、全てを把握してはいるわけではないんですが、実施している自治体と実施していない自治体がございます。配布している自治体につきましては、当市と同様で土のう置場から直接持って行ってもらう形で配布しているところでございます。自治体におきましてはですね、追っては土のうステーションの設置などの対策をしているところもございまして、原則は市民の方が直接持って行ってもらう形を取っているところが多いと認識しているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 土のうの配布の職員の対応が難しいということであればですね、大雨洪水注意報等が発令される緊急時にですね、災害時における道路施設などの応急対策事務に関する協定を締結している事業者にてですね、土のう配布の委託を検討してはいかがなんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 現在、協定を締結している事業者への委託を検討してはということでございますけれども、道路の復旧等ですね、本来の協定業務に支障が出る可能性もございまして、現状では難しいと考えているところでございます。土のうの配布ではなくてですね、事前に土のうを作成することにつきましては、協定を結んでいる事業者、委託している自治体もあるというふうに関き及んでいるところもございまして、今後、研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それではですね、一つの対策としてですね、土のうの配備要請に、なるべく早く対応するためにはですね、雨季から台風時期にはですね、例えば浸水が顕著な地域にですね、例えば近い公園ですとかですね、あと公共用地などの場所にですね、臨時的な土のうの置場を設けていただいて、市民の皆さんも必要ときに直接持って行ってもらうやすくなると思うので、そういうことを考えてみてはいかがなんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今お話のやつはですね、有効な方法だと考えているところでございます。ただ、土のうの管理方法や場所の確保などに課題があるというふうにご覧いただきまして、他市の実施状況を参考に

今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ぜひ、御検討をお願いしたいと思うんですね。というのは、取りに來い、取りに來いって言うてもですね、今、高齢者が免許証の返納だとかね、そういうこともあって車を持たない方もいらっしゃるんですね。そうすると、免許も持っていないということも、一つになってしまいますし、車がない方ですとかね、乗用車で積めない方なんかもいらっしゃるんですね。そうしますと、近所の軽トラックや何かを借りて取りに來るとかっていうことみたいなんですね。近くにですね、近くの公園とかに置いていただければ、そうすれば一輪車か何かを引っ張ってってね、一つ一つでも、100メートルでも、200メートルでも、自分たちでこうやって運べるようなことができるわけですね。

よく積んでおいて作っておくと硬くなっちゃって、あと袋がもうぼろぼろになっちゃうなんてこともあるんで、例えば近隣の自治会なら自治会の役員さんか何かか、袋は袋で預けていて、必要なときに例えばこれを近所で分けてくれとか、それを詰めてくれとかですね、そういうことの配慮も必要かなというふうに思います。

また最近ではですね、止水板とか防水シートなどの土のうに代わる、軽量で持ち運びやすいものなんかたくさんあるんですね。そういう用品なんかたくさんあります。また、水につけると膨らんで、土のうの役目をするものなんかあるようですね。ちょっと見ますと、バッグみたいに成形されてて、水に入ると手提げがついて、それで運べるようなものなんかもあるんですね。ですから、そういうものなんかの用意もしていただくと、ありがたいかなというふうに思います。

またですね、水に入れて膨らませるような、そういうのはですね、運搬には楽しいんですけど、1回使うとですね、今度それが収縮する時間が長くて、今度はその置場所も困るってということもあるみたいなんですね。それはその製品によっていろいろあるようでありすけれども、ぜひ止水板とか防水シートなどですね、最近そういうものに代わるものがあるようですので、そういうことなんかの御検討も、ぜひ御検討いただきたいというふうに要望しておきます。

続きまして、複線型人事制度についてであります。

職員のモチベーションを高めるためにですね、これまでに具体的にどのような取組を行ってきたのか、詳しく教えてほしいと思います。

○職員課長（矢吹勇一君） 職員のモチベーション向上のために、これまで人材育成基本方針に基づき取組を行ってまいりました。まず、短期ジョブローテーションにつきましては、入職から30代前半までの職員の人事異動に際しまして、原則、一職場につき三、四年の配属で3か所を経験させております。窓口部門を中心に、幅広い分野での経験を通して人材の育成を図っております。

次に、キャリア意識の醸成としまして、短期ジョブローテーションでの3か所の異なる職場での経験から、職員が今後の自身の職員としての行く末を考えることとしております。特定分野での部署での能力の発揮を目指すのか、ゼネラリストとして、さらに様々な分野での経験を積んでいくのか、職員自らが考える機会を設けております。

次に、庁内公募の実施として、東京都など市役所外への職員派遣をする際に、派遣を希望する職員の公募を実施しております。キャリアビジョンを見据えて、将来の職務への経験、能力向上の手段として、派遣先での経験を活用させております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、他自治体においてですね、複線型人事制度を設けて職員のモチベーションを高めていると聞いておりますけれども、そういう事例も把握している部分も一つあるんですけども、また本市ではですね、これまでに検討したことあるのかなのかということをお伺いしたいと思います。

○職員課長（矢吹勇一君） 複線型人事につきましては、幾つかの自治体で制度を設けていることは認識でございます。中野区では、平成23年度からエキスパート職員認定制度を導入しております、特定の分野での経験や公的資格を持つ職員のうち、希望する職員の中から選考によりエキスパート職員を認定しております。認定された職員は、特定分野の部署に継続して従事することによりまして、専門的な知識、経験を蓄積し、さらに高度な能力を伸ばしていく制度であると聞いております。

本市での検討でございますが、平成25年の人材育成実行プランの策定に当たりまして、複線型人事制度の導入を検討いたしました。本市の組織規模では課長等のポストが限られてまいりますので、特定分野のエキスパートとしての希望がかなわずに、モチベーションが低下する可能性がありますことから、なじみにくい面があるということから導入を見送ったという経緯がございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 自治体の規模の問題から見送った経緯があるということですが、今後の高度な行政課題に取り組む職員を育成するためにはですね、改めて検討してはどうなのかというふうに思いますけれども、そこはどうかでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 専門分野のスペシャリストとしての能力の向上を図るということは、重要なことだと認識しております。現在、複線型の人事は、制度としては導入してはおりませんが、その趣旨、利点を生かせるように意識して、現在、人事管理に取り組んでおります。例えば異動を希望する部署の記載と合わせて、自らのキャリアデザインを踏まえた専門的職場への希望を異動申告書として提出をさせております。これによりまして、一部ではございますが、人事管理に当たりまして、複線型人事の考え方、趣旨を取り入れてございます。今後も高度な行政課題に対応する職員の育成の方法として、引き続きこの制度の研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。ぜひ研究をしていただいでですね、今後も御検討をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う東大和市の行事等についてであります。

まず、うまかんべえ～祭、環境市民の集い、ふれあい市民運動会、産業まつり、福祉祭などですね、市が主催、共催を含むものですね、または後援している事業について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたけれども、いつ、どのようなタイミングで、どういう理由で中止を決定したのかを改めてお伺いしたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） まず、うまかんべえ～祭及び産業まつりについてでございますが、うまかんべえ～祭は3月5日、木曜日に開催をされました実行委員会の臨時会におきまして開催中止の意向が示され、祭りを共催する市といたしましては、3月16日、月曜日に、実行委員会の中止の意向を了承しております。

また、産業まつりは、6月15日、月曜日に開催されました、農業部門と商工部門の産業まつり合同会議において中止が決定されております。中止の理由につきましては、どちらも新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からでございます。

以上でございます。

○環境課長（下村和郎君） 今年度の環境市民の集いにつきましては、6月7日、日曜日の開催を予定していましたが、主催団体であります東大和市環境市民の集い実行委員会が、4月6日付で、中止を決定したものであります。

理由であります、都内の感染状況が拡大している状況を受け、参加者及び関係者の健康、安全面を考慮した結果、中止を決定したものであります。

当時の状況はですね、感染拡大の収束の見通しが立たず、市においても5月10日までのイベントを原則中止としておりまして、また周辺市におきましても、6月に予定しているイベントの中止を相次いで決定する中で、開催2か月前ということでのタイミングで決定に至ったところであります。

以上でございます。

○社会教育課長（高田匡章君） 社会教育課で所管しております、ふれあい市民運動会についてであります、ふれあい市民運動会につきましては、平成26年度からですね、実行委員会において競技種目や、実施に向けた細目の検討を行ってきているところであります。緊急事態宣言中は、実行委員会の会議の開催を見合わせていたところでございますが、宣言の解除を受けまして、令和2年6月12日に実行委員会を開催したところ、新型コロナウイルス感染症につきましてはですね、依然として予断を許さない状況にあるということで、協議を実施するに当たりまして、感染防止に向けた対策を十分に講じることは困難との理由から、全会一致で、中止の方針が示されたところであります。このような状況を受けまして、市及び教育委員会の主催者において、第50回ふれあい市民運動会の開催中止を決定をいたしました。

以上でございます。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 福祉祭についてでございますけれども、例年であれば第1回の実行委員会を開催し、本格的な準備期間に入る時期であります令和2年6月下旬に、主催者であります東大和市社会福祉協議会が、関係者からの意見を聞いた上で中止を決定しております。

中止の理由につきましては、他のイベント同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ということに加えまして、感染した場合の重症化リスクが高いと言われます高齢の方、あるいは障害のある方が、来場者及び関係者に多くいらっしゃることも大きな理由であったと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それではですね、イベントの目的及び効果はどのようなものかですね、お伺いしたいと思います、よろしくをお願いします。

○産業振興課長（小川 泉君） まず、うまかんべえ〜祭及び産業まつりの目的でございます。うまかんべえ〜祭は、地域住民の交流とにぎわいの創出及びグルメコンテストを通して、地元食材を活用した東大和らしいグルメの提供により、東大和市の魅力発信を図ることを目的としております。産業まつりは、祭りを通じて、農業、商業、工業の振興や、PRを図ることを目的としております。

次に、効果についてでございますが、うまかんべえ〜祭、産業まつりともに、にぎわいの創出と市の魅力の発信及び地域経済に対しまして一定の効果を示しているものというふうに考えております。

以上でございます。

○環境課長（下村和郎君） 環境市民の集いの目的についてでございますが、市民自らの手による市民のための良

好な環境づくりを目指し、環境を守る意識の高揚を図ることを目的として実施しているものであります。その効果についてであります。環境市民の集いは、これまで34回、実施しておりまして、東大和市環境基本条例に位置づけられた環境月間におけます最大のイベントといたしまして、環境を守る意識の高揚に大きな効果を上げているものと認識しております。

以上でございます。

○**社会教育課長（高田匡章君）** ふれあい市民運動会の目的についてでありますけれども、ふれあい市民運動会は、スポーツ、レクリエーションを通じて、地域コミュニティを広げるとともに、市民の方々の健康保持と相互交流を図ることを目的として、長年にわたり実施をしてきた事業であるというふうに認識をしているところであります。

次に、効果についてであります。ふれあい市民運動会につきましては、平成30年度から令和2年度にかけての3年間、天候不良や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止が相次いだ状況ではございますが、これまで多くの方々に御参加をいただきてきたイベントでありまして、所期の目的に沿って、市民の健康保持、並びに市民の相互交流、それから親睦を図ることに効果があったものと認識をしているところであります。

以上でございます。

○**福祉推進課長（嶋田 淳君）** 福祉祭の目的についてであります。主催者である東大和市社会福祉協議会が定めております東大和市福祉祭実施要綱の第1条、目的におきまして、東大和市福祉祭は、市民の福祉に対する理解の向上と啓発及び協働の輪を広げ、地域福祉の推進を図るとともに、物品の販売等による福祉団体及び東大和市社会福祉協議会の財源の充実を図ることを目的とするとなっております。

また、効果についてであります。福祉団体関係者のみならず、多くの一般市民の方々が来場されることで、福祉に対する理解が深まること、また各団体が物品販売等による収益を上げることで、活動の充実が図られること、あるいは作業所通所者の方などの工賃などの処遇改善にも効果があるものと認識しております。

以上でございます。

○**8番（中村庄一郎君）** いまだに効果的なワクチンや、特効薬が開発されていない状況においてですね、大規模な集客行為等を行う事業を実施する場合ですね、感染症対策は、これは必須であるというふうに考えます。各事業の目的を果たし、効果を得るためにですね、令和3年度以降の事業実施に当たっての考え方を教えていただきたいというふうに思います。

○**副市長（小島昇公君）** 令和3年度以降の事業実施につきまして、現時点でまだ決定をしているものはございません。ただ、それぞれのイベントには、長い年月を経て築き上げてこられた歴史があり、多くの市民の皆様大変喜ばれております。

壇上で市長から御答弁させていただいておりますが、産業まつりにおける市内産業の振興をはじめ、他の事業においても多くの事業効果を得られておりますことから、事業実施の意義、そして効果は非常に高いものがあると考えております。

一方でですね、令和2年度の大規模な集客を伴うイベントにつきましては、国や東京都のガイドライン、そして市の対策本部の方針を参考に、主催者の皆様の御判断によりまして、やむを得ず事業が中止となったというところでございます。しかし、ウィズコロナとも言われる今後につきましては、感染状況の収束がいまだ見通せないという状況がございますので、難しい判断を迫られるというふうには考えてございます。

今後の事業実施に当たりましては、新たな運営方法、こういった点も視野に入れながら、それぞれの事業ごとに多角的な視点で調査検討を行った上で、実施の可否の判断をする必要があると考えられておりますので、市主催以外の事業におきましても、情報提供や必要な助言、支援を積極的に実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

先ほどの質問の中にでもですね、ウィズコロナということではですね、本当に効果的なワクチンの特効薬が開発されない限り、なかなか難しいところだと思うんですね。これから恐らく、先ほどの答弁をいただきましたけれども、来年度の事業計画、また予算等々、これから皆さん検討、市の行政のほうでも検討されると思うんですね。

今年はですね、ウィズコロナ、コロナの感染症の問題で、初年度というか、初めてこういう経験をされたところですけども、来年度はもう2年目になるわけですね。ですから、計画を予定されるときにですね、今ウィズコロナという中では、いろんな対策の問題が今検討されております。そんなものもよく御検討いただいてですね、一概に事業中止であるということじゃなくてですね、そのために先ほどそれぞれの事業の目的とかですね、経済効果とか成果をお聞きしたわけでありまして。

そういうことを改めて検討していただいてですね、中止の方法もですね。ただ、全てイベントの関係でありますので、集客が第一ということでは、大変コロナにはですね、ウィズコロナということでは、非常に難しいことではあると思います。ただ、そのことは一つの課題としてですね、それぞれの事業をどういうふうに完成していくとか、全うしていくかということですね、予算というものも考えていくわけですから、そのところの御検討も、これからひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（中間建二君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

---

○議長（中間建二君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

明日、8日から11日及び14日から17日の10日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（中間建二君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午前11時58分 散会